

就学支援金オンライン申請【e-Shien】について

【単願2用】

就学支援金・授業料軽減・奨学のための給付金について制度の内容を学校のホームページに載せております。ホームページ内「各種書類・資料」の▶保護者の方へを必ずご参照ください。ホームページがご覧になれない方は最下に記載の担当者までご連絡ください。

今回は授業料に**保護者（親権者）全員の所得**によって”国”から就学支援金を支給されるよう、令和7年4月～6月の就学支援金の申請を行います。（授業料が下がる方は多数です。）
何故4月～6月かと申しますと、年末調整・確定申告で6月に住民税が変更するためです。
※令和7年7月～令和8年6月の就学支援金の申請は令和7年6月下旬に行います。

パソコン・スマートフォンでの**オンライン申請**の操作方法については次をご参照ください。

<https://youtu.be/mjP54vzAS3s> ※文部科学省/mextchannelで公開 You Tube動画

操作方はホームページ内「各種書類・資料」の▶保護者の方へマニュアルをご参照ください。
⑨パソコン・スマートフォンで申請の方は**ウィルス対策**を行ってください。

別紙【資料2-1】『これから就学支援金を申請する方へ』は**就学支援金のオンライン申請**（e-Shien）についてのパンフレットです。

パソコンかスマートフォンが有る方は**オンライン申請**にご協力ください。

「***高等学校等就学支援金 ログインID通知書***」を入学手続き時にお渡しします。

別紙【資料2-1】のパンフレットにあるQRコードを読み取り、ログインID通知書の「ログインID」と「パスワード」を入力し、ログイン完了→申請手続きとなります。

※**重要** 別紙【資料2-1】のQRコードを読み取る前に**『マイナポータル アプリ』**のダウンロードとパスワード設定等をお願いします。

パソコンやスマートフォンで申請できる方でマイナンバーカードをお持ちの方は

『マイナポータル アプリ』のダウンロードとパスワード設定等が必要です。

ダウンロードの操作方はYou Tubeの9:05（9分5秒の場所）をご覧ください。

直ぐに税額情報が取得できるので、授業料が早くに変更可能です。

パソコンで申請する方でマイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカードの読み取りにICカードリーダーを使用します。ICカードリーダーについては下のサイトを参照してください。 → <https://www.jpki.go.jp>

（公的個人認証サービスポータルサイト）で検索

→ 「ICカードリーダーを用意しよう!」をクリック

→ 「マイナンバーカードに対応したICカードリーダー一覧」をクリック

一覧などを参照し、環境を整えていただく事と環境の確認をお願いします。

※マイナンバーカードをお持ちでなくてもパソコン・スマートフォンの申請は可能です。
お持ちの通知カードをご用意し、個人番号を入力して操作を進めることができます。
通知カードが無い場合でも役所にて個人番号入りの住民票を取得すると操作可能です。

※オンライン申請を保護者様が行えない（環境が整っていない）場合、学校で代替申請を行います。

※下の学校事務担当者に、ご連絡をお早めにいただきますようお願い申し上げます。
連絡が有り次第、申請書類を送ります。申請用紙を学校へ提出されたら代替申請を行います。

保護者・親権者の判断が難しい場合は、You Tube＜共通編＞の5：45（5分45秒）を御覧いただくか、マニュアル②＜新規申請編＞の11ページをご覧ください。

課税地情報の入力は、**令和6年1月1日に住所の有る都道府県・市町村**を入力してください。

授業料等で奨学生の申請をして学校から認定を受けている方であっても、生徒募集要項に奨学金制度を利用する場合には、就学支援金の申請が必要となります…と記述しています。
「就学支援金」と「授業料軽減」の申請をしてくださいという趣旨です。
ご理解いただき、申請をどうぞ宜しくお願いいたします。

申請までの準備について記載しました。

①入学手続き時に「ログインID」・「パスワード」をお渡しします。

（3年生まで使用します。卒業するまで大事に保管してください。）

②前述のオンライン申請の準備をしていただきます。

例）・パソコン・スマートフォンのウィルス対策

・『マイナポータル』のアプリをダウンロード

・パソコンの場合はICカードリーダーライタの環境・対応機種など確認

③学校から渡された「ログインID」・「パスワード」で【e-Shien】にログインします。

新規申請の「**意向登録**」と「**認定申請**」を**2月下旬から3月上旬**に行ってください。

申請期限締切：令和7年3月10日（月）

○パソコン・スマートフォンの無い方へは申請書を郵送します。（予定：3月5日頃）

「受給資格申請」の申請書を**3月12日必着で学校事務室へ提出**（郵送可）してください。
提出期間が難しい場合も、ご相談ください。

制度の内容、e-Shienの操作方法・その他の質問については学校の担当者（下に記述）へ必ずお問い合わせください。**北海道庁や文部科学省への直接の連絡はお止めください。**

以上、ご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。

就学支援金とは別制度で、北海道から支給される「**授業料軽減**」制度の申請書も書面にて**提出**をお願い申し上げます。（入学手続き時にお渡します。申請日は令和7年4月1日の日付です。）